

物価高騰対応臨時支援金について（議案第 75 号資料）

1 事業概要

高齢者施設等（介護サービス事業所）及び障害者施設等（障害福祉サービス事業所）における物価高騰への対応を支援するため、物価高騰対応臨時支援金を支給する。

2 対象事業所

市内の介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所

3 支給額

(1) 入所系事業所

利用定員 1 人当たり月 2,000 円

＜介護＞介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び認知症対応型共同生活介護

＜障害＞施設入所支援、共同生活援助及び短期入所

(2) 通所系事業所

1 事業所当たり月 40,000 円

＜介護＞通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション及び看護小規模多機能型居宅介護

＜障害＞生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（A 型、B 型）、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援

(3) 訪問系事業所等

1 事業所当たり月 20,000 円

＜介護＞居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護

＜障害＞居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援及び地域定着支援

4 予算総額

101,856 千円（介護 58,368 千円、障害 43,488 千円）

5 支給対象期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで *遡及適用

6 申請時期

令和 8 年 11 月 1 日から 支援金申請受付開始

担当課 健康福祉部 高齢者支援課
障害者福祉課